

第 2 回農業委員会議事録

- 日 時 平成 30 年 2 月 26 日(月) 午後 1 時 30 分～
- 会 場 綾町有機農業開発センター 2 階会議室
- 出席者 委 員 ・岡元輝信・徳弘孝一・海江田兼光・前平正美・坂元芳郎
・日高和代・日高憲治・上村正行・谷上政広・松元秀明
事務局 ・橋口・阪元
- 議 題 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件
- 議 題 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件
- 議 題 議案第 7 号 農用地利用集積計画承認の件（所有権移転・利用権設定関係）
- 議 題 議案第 8 号 綾町農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」策定の件
- 議 題 議案第 9 号 平成 3 0 年度農作業賃金承認の件
- その他

事務局	ただ今から、第2回定例農業委員会を開催いたします。
会 長	<p>会長あいさつ（省略）</p> <p>では、議案審議に入ります前に議事録署名委員を松元委員と坂元委員へお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第5号の農地法第3条の規定による許可申請承認の件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番</p> <p>（譲渡人）○○○</p> <p>（譲受人）△△△</p> <p>（申請地）綾町大字北俣字中水流・・・ 田 396 m²</p> <p style="padding-left: 150px;">//</p> <p style="padding-left: 150px;">//</p> <p style="padding-left: 150px;">//</p> <p style="padding-left: 150px;">//</p> <p>（申請理由）後継者への生前贈与</p>
海江田委員	先の事ですがアパートの計画が立っています。
会 長	<p>以上のようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>次の案件をお願いします。</p>
事務局	<p>2 番</p> <p>（譲渡人）○○○</p> <p>（譲受人）△△△</p> <p>（申請地）綾町大字南俣字郷鳴・・・ 田 2,319 m²</p> <p style="padding-left: 150px;">//</p> <p style="padding-left: 150px;">//</p>

	<p style="text-align: right;">北俣字平田 . . . 田 1,052 m² " . . . 田 706 m² 北俣字中水流 . . . 田 1,000 m² 北俣字下川原 . . . 田 292 m² " . . . 田 244 m²</p> <p>(申請理由) 経営移譲のやり直し</p> <p>3 番 (譲渡人) ○○○ (譲受人) △△△ (申請地) 綾町大字南俣字小平谷 . . . 田 276 m² (申請理由) 経営移譲のやり直し</p> <p>会 長 以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 次の案件をお願いします。</p> <p>事務局 4 番 (譲渡人) ○○○ (譲受人) △△△ (申請地) 綾町大字北俣字吉井原 . . . 畑 1,802 m² (申請理由) 兄弟間の贈与</p> <p>会 長 以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 次の案件をお願いします。</p>
--	--

事務局	<p>5 番 (譲渡人) ○○○ (譲受人) △△△ (申請地) 綾町大字北俣字窪上・・・ 畑 1,918 m² (申請理由) 新規就農 (対価) □□□万円</p> <p>6 番 (譲渡人) ○○○ (譲受人) △△△ (申請地) 綾町大字北俣字窪上・・・ 畑 1,398 m² " " " " " " 畑 1,634 m²</p> <p>7 番 (譲渡人) ○○○ (譲受人) △△△ (申請地) 綾町大字北俣字愛宕下・・・ 畑 664 m² " " " " " " 畑 2063 m² 北俣字南割付・・・ 畑 1,024 m² (申請理由) 新規就農 (期間) H30.3.1~H40.2.28</p>
坂元委員	<p>△△△さんの方から相談がありまして、障害者の施設を先に作って ■■■みたいなことをしたいみたいです。</p>
事務局	<p>○○○さんの土地はあっせんに出ていまして、なかなか買い手が付かない土地でして日向夏が植わっていて割りと荒れているようでした。</p> <p>△△△さんが新規就農ということで、▲▲▲さんにいろいろ教わりながら農業をしたいということです。</p> <p>△△△さんの息子さん(□□□さん)が農業をしないので、△△△さんが年金を貰えるように●●●さんに経営移譲した形です。反当■■■万円ぐらいです。</p>

<p>会 長</p>	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 次の案件をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>8 番 (譲 渡 人) ○○○ (譲 受 人) △△△ (申 請 地) 綾町大字北俣字窪上・・・ 畑 1,530 m² (申請理由) 新規就農 (対 価) □□□万円</p>
<p>会 長</p>	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 次の案件をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>9 番 (譲 渡 人) ○○○ (譲 受 人) △△△ (申 請 地) 綾町大字北俣字吉井原・・・ 畑 527 m² (申請理由) 規模拡大 (対 価) □□□万円</p>
<p>岡元委員</p>	<p>この場所は木が植わっていますね。</p>

事務局	<p>ここは木が植わっているの、■■■に木を切ってもらおうそうです。隣の南側が▲▲▲さんの土地で今は●●●さんが作っているのですが、この木を切ってまた畑に戻すということだそうです。西側に□□さんのハウスがあるのですが木があつて陰になって迷惑されているそうです。</p>
会長	<p>以上のような、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 次の案件をお願いします。</p> <p>議案第6号の農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番 (譲渡人) ●●● (譲受人) ▲▲▲・△△△ (申請地) 綾町大字北俣字川窪・・・田 411 m² (申請理由) 一般個人住宅用地</p>
会長	<p>田んぼになっているが、埋めていますよね？</p>
事務局	<p>耕作はしていません。○○○の次男坊です。 △△△さんのお母さんが病気で介護が必要だそうので、現在宮崎に住んでいるのですが、こちらに移り住みたいとの事での申請です。 ▲▲▲さん自信も宮崎市内から通勤しているみたいなので綾に戻りたいとの事でした。</p>

3 番

(譲渡人) ○○○

(譲受人) △△△

(申請地) 綾町大字南俣字二反田・・・ 田 1,619 m²

(期間) H30.3.1～H35.2.28

(対価) 10a/□□□円

4 番

(譲渡人) ○○○

(譲受人) △△△

(申請地) 綾町大字南俣字馬場田・・・ 田 380 m²

〃・・・ 田 2,918 m²

(期間) H30.3.1～H35.2.28

(対価) 10a/□□□円

この馬場田・・・、・・・と二反田・・・を▲▲▲さんが借り受けします。

5 番

(譲渡人) ○○○

(譲受人) △△△

(申請地) 綾町大字南俣字二反田・・・ 田 1,619 m²

南俣字馬場田・・・ 田 380 m²

〃・・・ 田 2,918 m²

(期間) H30.3.1～H35.2.28

(対価) 10a/□□□円

6 番

(譲渡人) ○○○

(譲受人) △△△

(申請地) 綾町大字北俣字鳥巢・・・ 田 743 m²

北俣字柵道・・・ 田 659 m²

〃・・・ 田 890 m²

(期間) H30.3.1～H35.2.28

(対 価) 10a/□□□円

この3筆を▲▲▲さんが借り受けします。

7番

(譲 渡 人) ○○○

(譲 受 人) △△△

(申 請 地) 綾町大字北俣字鳥巢 . . . 田 743 m²

北俣字杵道 . . . 田 659 m²

〃 . . . 田 890 m²

(期 間) H30. 3. 1~H35. 2. 28

(対 価) 10a/□□□円

8番

(譲 渡 人) ○○○

(譲 受 人) △△△

(申 請 地) 綾町大字入野字前平 . . . 田 615 m²

〃 . . . 田 422 m²

(期 間) H30. 3. 1~H36. 2. 28

(対 価) 10a/□□□円

9番

(譲 渡 人) ○○○

(譲 受 人) △△△

(申 請 地) 綾町大字入野字前平 . . . 田 1,187 m²

〃 . . . 田 2,709 m²

〃 . . . 田 1,932 m²

(期 間) H30. 3. 1~H36. 2. 28

(対 価) 10a/□□□円

この5筆を▲▲▲さんが借り受けいたします。

10番

(譲 渡 人) ○○○

(譲 受 人) △△△

(申請地) 綾町大字入野字前平 . . . 田 615 m²
" . . . 田 422 m²
" . . . 田 1,187 m²
" . . . 田 2,709 m²
" . . . 田 1,932 m²

(期間) H30.3.1~H36.2.28

(対価) 10a/□□□円

11番

(譲渡人) ○○○

(譲受人) △△△

(申請地) 綾町大字北俣字菱池 . . . 田 994 m²

" . . . 田 1,010 m²

(期間) H30.3.1~H35.2.28

(対価) 10a/□□□円

この2筆を▲▲▲さんが借り受けいたします。

12番

(譲渡人) ○○○

(譲受人) △△△

(申請地) 綾町大字北俣字菱池 . . . 田 994 m²

" . . . 田 1,010 m²

(期間) H30.3.1~H35.2.28

(対価) 10a/□□□円

13番

(譲渡人) ○○○

(譲受人) △△△

(申請地) 綾町大字北俣字牧原 . . . 田 653 m²

(期間) H30.3.1~H36.2.28

(対価) 10a/□□□円

▲▲▲がそのまま借り受けいたします。

14 番

(譲渡人) ○○○

(譲受人) 差

(申請地) 綾町大字南俣字豆新開 . . . 田 1,426 m²

〃 . . . 田 1,298 m²

(期間) H30.3.1~H35.2.28

(対価) 10a/□□□円

この2筆を▲▲▲さんが借り受けいたします。

15 番

(譲渡人) ○○○

(譲受人) △△△

(申請地) 綾町大字南俣字豆新開 . . . 田 1,426 m²

〃 . . . 田 1,298 m²

(期間) H30.3.1~H35.2.28

(対価) 10a/□□□円

16 番

(譲渡人) ○○○

(譲受人) △△△

(申請地) 綾町大字南俣字草萩 . . . 畑 1,998 m²

〃 . . . 畑 587 m²

(期間) H30.3.1~H36.2.28

(対価) 10a/□□□円

この2筆を▲▲▲さんが借り受けいたします。

17 番

(譲渡人) ○○○

(譲受人) △△△

(申請地) 綾町大字南俣字草萩 . . . 畑 1,998 m²

〃 . . . 畑 587 m²

(期間) H30.3.1~H36.2.28

(対 価) 10a/□□□円

18 番

(譲 渡 人) ○○○

(譲 受 人) △△△

(申 請 地) 綾町大字南俣字尾藪 . . . 畑 1,041 m²

(期 間) H30.3.1~H35.2.28

(対 価) 10a/□□□円

この筆を▲▲▲さんが借り受けいたします。

19 番

(譲 渡 人) ○○○

(譲 受 人) △△△

(申 請 地) 綾町大字南俣字尾藪 . . . 畑 1,041 m²

(期 間) H30.3.1~H35.2.28

(対 価) 10a/□□□円

20 番

(譲 渡 人) ○○○

(譲 受 人) △△△

(申 請 地) 綾町大字入野字萩ノ久保 . . . 畑 756 m²

(期 間) H30.3.1~H35.2.28

(対 価) 10a/□□□円

21 番

(譲 渡 人) ○○○

(譲 受 人) △△△

(申 請 地) 綾町大字入野字萩ノ久保 . . . 畑 376 m²

(期 間) H30.3.1~H35.2.28

(対 価) 10a/□□□円

22 番

(譲渡人) ○○○

(譲受人) △△△

(申請地) 綾町大字入野字萩ノ久保・・・畑 339 m²

〃 ・・・・畑 279 m²

(期間) H30. 3. 1～H35. 2. 28

(対価) 10a/□□□円

23 番

(譲渡人) ○○○

(譲受人) △△△

(申請地) 綾町大字入野字萩ノ久保・・・畑 141 m²

(期間) H30. 3. 1～H35. 2. 28

(対価) 10a/□□□円

この5筆を▲▲▲さんが借り受けいたします。

24 番

(譲渡人) ○○○

(譲受人) △△△4

(申請地) 綾町大字入野字萩ノ久保・・・畑 339 m²

〃 ・・・・畑 279 m²

〃 ・・・・畑 756 m²

〃 ・・・・畑 376 m²

(期間) H30. 3. 1～H35. 2. 28

(対価) 10a/□□□円

25 番

(譲渡人) ○○○

(譲受人) △△△

(申請地) 綾町大字入野字萩ノ久保・・・畑 141 m²

(期間) H30. 3. 1～H35. 2. 28

(対 価) 10a/□□□円

26 番

(譲 渡 人) ○○○

(譲 受 人) △△△

(申 請 地) 綾町大字北俣字菱池・・・ 田 996 m²

下川原・・・ 田 599 m²

〃・・・ 田 371 m²

〃・・・ 田 474 m²

〃・・・ 田 330 m²

(期 間) H30. 3. 1～H36. 2. 28

(対 価) 10a/□□□円

この5筆を▲▲▲さんが借り受けいたします。

27 番

(譲 渡 人) ○○○

(譲 受 人) △△△

(申 請 地) 綾町大字北俣字菱池・・・ 田 996 m²

北俣字下川原・・・ 田 599 m²

〃・・・ 田 371 m²

〃・・・ 田 474 m²

〃・・・ 田 330 m²

(期 間) H30. 3. 1～H35. 2. 28

(対 価) 10a/□□□円

28 番

(譲 渡 人) ○○○

(譲 受 人) △△△

(申 請 地) 綾町大字北俣字山下・・・ 田 935 m²

(期 間) H30. 3. 1～H32. 2. 29

(対 価) 10a/□□□円

この筆を農協から▲▲▲さんが借り受けいたします。

<p>会 長</p>	<p>●●●さんの田でしてH30.2.28 まで■■■さんが借りていたのですが、途中で返還したいということで、3月1日から▲▲▲さんが借りるということになりました。</p> <p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 次の案件をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 8 号綾町農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」策定の件です。</p> <p>第 1 指針の基本的な考え方と期間</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>本指針は、「農業委員会等に関する法律」(昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。)の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、「農地等の利用の最適化の推進」が必須事務として位置づけられております。</p> <p>法第 7 条第 1 項には「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する目標及びその方法について、指針を定めるよう努めなければならない。」と規定されており、具体的には「遊休農地の発生防止・解消」「担い手への農地利用の集積・集約化」「新規参入の促進」の 3 つについて、数値目標とその目標達成に向けた具体的な推進の方法を定めるものです。</p> <p>2 指針の期間</p> <p>本指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定)で、「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成 35 年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行います。</p>

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省農地政策課長通知）に基づき「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとします。

第 2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

具体的な目標は、現状・3年後の目標・平成 35 年の目標とありまして、管内の農地面積（綾町内）遊休農地面積・遊休農地の割合となっております。遊休農地の面積は現状では 11.8ha・三年後には 7.9ha 目標は 4.3ha となっております遊休農地の割合を最終的には 1%にする目標です。

具体的な推進方法

①利用状況調査及び利用意向調査

調査の実施について協議・検討し調査の徹底を図ります。

②日常的な農地パトロールの実施

違反転用の発生の防止。早期発見等、農地の適正な利用の確認を的確に行います。

③遊休農地の再生利用の推進

農地再生を支援する国又は町単独の補助事業を実施し、遊休農地の再生利用を推進します。

④非農地判断の実施

農地調査によって B 分類（再生利用困難）と判断された土地については、速やかに「農地・非農地判断」を行います。

担い手への農地利用の集積・集約化について

現状・3年後の目標・35年3月の目標とありまして、管内の農地面積・集積面積・集積率とあります。

農地を集積して担い手へ渡していこうということです。

現状では集積面積 294.7ha で将来的には 570ha、集積率では現状

41.2%で将来的には79.6%に目標を立てています。

具体的な推進方法

①地域の話し合い活動等への積極的な参加

地域（1集落又は数集落）ごとに農地の問題解決のため「地域における農業者等による協議の場」、「人・農地プラン」や日本型直接支払交付金制度（「中山間地域等直接支払交付金」・「多面的機能支払交付金」・「環境保全型農業直接支払交付金」）などに関する地域の話し合い活動に積極的に参加します。

②認定農業者等の担い手の確保

地域農業の中心となる経営体の育成・確保の観点から、農業改善計画の再認定の申請を行っていない者や基本構想水準への到達が見込まれる者の経営状況等を把握し、認定農業者への誘導を図ります。

③農地の利用調整

農地中山間管理事業や農地利用集積円滑化団体（綾町農業協同組合）と連携し、農地中間管理事業及び農地利用集積円滑化事業並びに農業経営基盤強化促進事業を有効活用し、担い手への農地集積を促進します。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

現状・3年後の目標・35年3月の目標で、新規参入者数（個人）・新規参入者数（法人）となっております。新規参入の個人の分については12人、法人については3法人が目標です。

(2) 具体的な推進方法

①関係機関との連携

新規参入の促進に向けて、綾町農林振興課、綾町農業協同組合、綾町農業支援センター等の関係機関と連携し新規参入の促進を図ります。

②新規就農者への支援

新規就農支援施設（宿泊施設）及びオリジナリティあふれる新規就農者支援事業を活用した新規就農者への支援、就農にあたって初

	<p>期投資抑制を図るための機械利用組合を利用した農業機械の貸出等を行うと共に、農地の仲介を円滑にできるように支援します。</p> <p>③農地情報の整備 農地の売買及び賃借についての情報を整備し、公開し、新規参入者と農地のマッチングを支援します。</p>
会 長	課長の説明がありましたが、何か質問等はありませんか？ 現在認定農業者は何人ですか？
事務局	178 人ぐらいですね。
会 長	年齢制限はないですか？
事務局	現時点では、80 歳代の方もおられますが更新は最後ではないかと思 います。更新は 5 年ごとの更新です。
会 長	●●●君は 5 反以上になりますが、認定はどうなるのでしょうか？
事務局	認定農家の条件は農業所得が 400 万円以上ですので、新規就農者の 方はなかなかできません。
徳弘委員	遊休農地面積は 11.8ha とありますが、ほぼこの面積ですか？
事務局	現時点の調査で分かっているものは、この面積ですがまだあるかも しれません。なるべく非農地判断をしていって、外していく形です ね。
前平委員	2 番の担い手への農地利用の集積・集約化についてなんですが、集 積率が 41.2%で平成 35 年 3 月の目標が 79.6%約倍ですがこの 5 年 間の中でできる可能性はあるのか？
事務局	この集積面積 294.7ha は農業委員会の把握している分で、闇で借り ていて分からない所もあるのでなるべく農業委員会にかけてちゃんと 契約を結んで頂くということが一つと認定農家のレベルになって いる人も居ると思うので認定農家になってもらおうと集積面積も上が

<p>会 長</p>	<p>るのではないかと考えています。</p> <p>他に何か質問等はありませんか？ この指針について賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で可決いたしました。 次の案件をお願いします。</p> <p>議案第 9 号 平成 30 年度農作業賃金承認の件です。</p>
<p>事務局</p>	<p>昨年と同額になっております。 国富町・JA 綾町も同額になっております。 変わっているのが、一般作業の最低賃金 737 円という事になっておりますので、737 円×8 時間=5,896 円ここが 5,900 円となります。 そこだけが変更ということでございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。</p>
<p>徳弘委員</p>	<p>コンバインですが、綾町と JA 綾町ではこんなに差がありましたか？</p>
<p>坂元委員</p>	<p>搬送料がプラス 2,000 円です。</p>
<p>徳弘委員</p>	<p>それでは、搬送料プラスで 14,000 円と書いていた方がいいですね。</p>
<p>徳弘委員</p>	<p>搬送してもしなくても全て 14,000 円にするといいと思うのですが。 搬送込みの値段にした方がいいと思います。</p>
<p>坂元委員</p>	<p>一つだけ問題としているのが機械の消耗です。修理代も高いですし、補助金が出るのかななどを考えると 12,000 円の作業料で良いのかと危惧しています。 宮崎中央は、18,000 円です。</p>
<p>事務局</p>	<p>修正をお願いします。 国富町が 17,000 円・JA 綾町が 14,000 円備考に搬送料込です。</p>

坂元委員	今年はこれでいくということですね。
上村委員	この値段はどのようにして決まるのですか。
谷上委員	前年度をベースに決めています。
上村委員	国富町と同じではいけないのか？
谷上委員	このところのお米の値段が下がっているので上げる事は困難です。
上村委員	けれど機械を貸し出す方の採算も考えなくてはいけないと思います。
会 長	<p>以上のようなので、広報に載せる事を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>次回の定例会ですが 3月26日(月)13時30分から開会します。 よろしく申し上げます。</p> <p>以上をもって議案審議は終わらせていただきます。</p>

この議事録は、平成30年2月26日開催の第2回農業委員会の議事録に相違ありません。

会 長 日高 憲治

議事録署名委員 松元 秀明

議事録署名委員 坂元 芳郎